

東海市歯と口腔の健康づくり推進条例（素案）

（目的）

第1条 この条例は、歯と口腔の健康づくりに関し、基本理念を定め、及び市の責務等を明らかにするとともに、歯と口腔の健康づくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって健康寿命の延伸その他の市民の生涯にわたる健康で質の高い生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 歯と口腔の健康づくり 歯と口腔の健康の保持若しくは増進又はこれらの機能の維持若しくは向上を図る取組をいう。
- (2) 歯科医療関係者 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科検診、歯科保健指導又は歯科医療に係る業務に従事する者及びこれらの者で組織する団体をいう。
- (3) 保健医療等関係者 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育等に係る職務に従事する者であって、歯と口腔の健康づくりに関する業務を行うもの（歯科医療関係者を除く。）及びこれらの者で組織する団体をいう。

（基本理念）

第3条 歯と口腔の健康づくりは、次に掲げる事項を基本として行うものとする。

- (1) 市民が、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、治療を受けることを促進すること。
- (2) 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における歯と口腔又はこれらの機能の状態及び歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に推進すること。
- (3) 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連分野における施策との有機的な連携を図りつつ、その関係者の協働・共創により、総合的に推進すること。

とともに、従業員とその家族が歯と口腔の健康づくりに関する活動に取り組みやすい職場の環境整備に努めるものとする。

2 事業者は、市が実施する歯と口腔の健康づくりに関する施策及び他者が行う歯と口腔の健康づくりに関する活動に協力するよう努めるものとする。

(基本的施策)

第9条 市は、歯と口腔の健康づくりを推進するため、基本理念にのっとり、次に掲げる歯と口腔の健康づくりに関する施策を策定し、及び実施しなければならない。

- (1) 市民に対する歯科検診の受診、口腔衛生の管理及び食育等の重要性その他の歯と口腔の健康づくりに必要な知識の普及啓発に関する施策
- (2) 乳幼児期から高齢期までの次に掲げる時期の区分に応じ、それぞれ次に定める施策

ア 乳幼児期 ^{えん} 噛下等の健全な口腔機能の発達の促進及びフッ化物の応用等によるむし歯の予防に関する施策

イ 学齢期 歯と口腔の健康づくりに必要な健康教育の実施並びにフッ化物の応用等によるむし歯及び歯周病の予防に関する施策

ウ 成人期 歯周病等の歯科疾患の予防及び改善並びに妊娠婦の歯科検診の受診の促進に関する施策

エ 高齢期 歯の喪失の予防及びオーラルフレイル（心身の機能の低下をもたらすおそれがある口腔機能が虚弱な状態であることをいう。）の予防に関する施策

(3) 障がいのある者、医療的ケア児、介護を必要とする者等であって、定期的な歯科検診、歯科保健指導又は歯科医療を受けることが困難なものに対するこれらの提供体制の確保に関する施策

(4) 8020運動（80歳で自分の歯を20本以上保つことを目標とした歯と口腔の健康づくりを進める運動をいう。）、9020運動（90歳で自分の歯を20本以上保つことを目標とした歯と口腔の健康づくりを進める運動をいう。）その他の歯と口腔の健康づくりに対する市民の意識を高めるための運動の促進に関する施策

(5) 糖尿病等その他の歯科疾患に関連する生活習慣病の予防及び改善に関する施

策

- (6) 歯と口腔の健康づくりに携わる者の資質の向上に関する施策
- (7) 災害発生時における迅速な歯科医療の提供体制の確保に関する施策
- (8) 歯と口腔の健康づくりを効果的に推進するための情報収集及び調査研究に関する施策
- (9) 前各号に掲げるもののほか、歯と口腔の健康づくりを推進するために必要な施策

(基本的な計画)

第10条 市長は、歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、歯と口腔の健康づくりに関する基本的な計画を定めるものとする。

2 前項の計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 歯と口腔の健康づくりに関する長期的な目標及び施策の方針
- (2) 前号に掲げるもののほか、歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 第1項の計画は、東海市いきいき元気で健康長寿のまちづくり条例（平成26年東海市条例第39号）第9条第1項に規定する健康増進計画のうち、歯と口腔の健康づくりに係る部分をもって代えることができる。

(財政上の措置)

第11条 市は、歯と口腔の健康づくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(実施状況の公表)

第12条 市長は、毎年、歯と口腔の健康づくりに関する施策の実施状況を公表しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。